

連携等自治体間での転出入の手続き

(1) 連携等自治体からの転入手続き

受理証明書交付日の待ち時間を最小限にするため、事前審査を行います。審査に必要な書類を生活環境課人権係へご持参または郵送でお送りください。

事前審査には、数日お時間をいただきます。受理証明書交付日にご希望がある場合は、早めに必要書類をご提出ください。審査が終了次第ご連絡します。

【事前審査に必要な書類】

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ制度継続届出書（様式第8号）
 - ・ 必要事項を記入してください。
 - ・ 本届出書に基づき氏名、生年月日について、転出元自治体へ通知することに同意が必要です。同意されない場合は手続ができません。
- ② 転出元の自治体で交付された「受理証明書等」（2人分）
- ③ 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
 - ・ 1人1通ずつ必要です。同一世帯となっている場合は、2人とも記載されているもの1通で結構です。
 - ・ 本籍地、世帯主との続柄及び個人番号の表示は不要です。

※ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は必要ありません。

※ 連携していない自治体から転入する場合の制度のご利用は、届出（郵送可）→書類審査・受理→パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書を来庁して受取、の流れになります。

(2) 連携等自治体への転出手続き

連携している自治体に転出し、引き続きパートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用する場合は、明和町で交付した「受理証明書」を返還する必要はありません。転出先の自治体で手続きを行ってください。